

兵庫県災害廃棄物対策協力員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県災害廃棄物対策協力員（以下「災害廃棄物対策協力員」という。）の設置（登録、活動支援等）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において災害廃棄物対策協力員とは、兵庫県内において次に掲げる活動（以下「支援活動等」という。）を無報酬で行う者で、兵庫県災害廃棄物対策協力員事務局（以下「事務局」という。）に登録された者をいう。

- (1) 地震、風水害等の大規模災害発生時に行う被災市町の災害廃棄物処理に対する助言・支援
- (2) 市町災害廃棄物処理計画の策定・改定のための助言・支援
- (3) 災害への備えのための地域活動及び研修受講

(登録の手続)

第3条 災害廃棄物対策協力員として登録しようとする者は、事務局に登録申請を行うものとする。登録内容を変更し、又は取り消そうとする場合も同様とする。

2 事務局は、登録した後、助言・支援内容が不適格と判断した場合は、登録を取り消すことができる。

(登録の要件)

第4条 前条第1項の規定により災害廃棄物対策協力員として登録できる者は、廃棄物処理事業及び廃棄物行政に長年携わり、災害廃棄物処理や災害廃棄物処理事業の指導監督の経験を有する者で、兵庫県内に在住又は勤務し、健康で自己の責任において無報酬で支援活動等に参加でき、市町等と協調して活動できる者とする。

(支援活動等の実施)

第5条 災害廃棄物対策協力員は、事務局の要請を受け、支援活動等を行うものとする。

- 2 災害廃棄物対策協力員は、活動の記録を作成し、事務局に提出するものとする。
- 3 災害廃棄物対策協力員は、事務局が実施する研修等に参加するものとする。

(事務局の設置)

第6条 事務局は、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）資源循環部に置く。

2 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 災害廃棄物対策協力員の登録及び登録の抹消
- (2) 災害廃棄物対策協力員名簿の作成及び保管並びに作成した名簿の兵庫県への提供
- (3) 兵庫県からの要請に基づく災害廃棄物対策協力員への活動依頼
- (4) 活動記録の整理及び保管
- (5) 研修等の実施
- (6) 活動中の事故等による災害廃棄物対策協力員の障害等や第三者への損害等に対処するための保険への加入及び保険料の負担

(7) その他災害廃棄物対策協力員への情報提供、災害廃棄物対策協力員の活動支援に関すること

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、協会理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。